

[事案 2023-31] 契約無効請求

・令和5年10月13日 裁定終了

<事案の概要>

契約した覚えはないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年10月に契約した終身保険を、平成7年12月、平成10年3月に転換して契約した終身保険および三大疾病保障保険、平成6年3月に契約した年金保険、同年9月に契約した終身保険および三大疾病保障定期保険について、以下等の理由により、すべての契約を無効としてほしい。

- (1) 契約した覚えはない。
- (2) 転換について説明を受けたことはなく、契約転換する意思はなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各契約の申込書には申立人が署名および捺印を行っており、申込書を見れば、契約転換を内容とする書面であることは明らかである。
- (2) 各契約は、1つを除いて「医師扱・面接士扱」であり、申立人の協力なく契約を成立させることは現実的に不可能である。
- (3) 申立人は、各契約締結時に口座振替の手続を行い保険料を支払っているが、これは各契約が有効に成立したことを前提としたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。